

令和3年度 第2回 南大隅町議会定例会12月会議 会議録(第2号)

招集年月日 令和 3年 4月 28日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 3年 4月 28日

開 議 令和 3年 12月 10日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：(8番)平瀬十助 君 (9番)大村明雄 君

職務の為の出席者：(議会事務局長)川元 俊朗 君 (書記)平瀬戸 ゆかり君
 (書記)土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中村喜寿君
副 町 長	不 在	経 済 課 長	新保哲郎君
教 育 長	山 崎 洋 一 君	教育振興課長	上大川秋広君
総 務 課 長	相 羽 康 徳 君	税 務 課 長	下園敬二君
支 所 長	川 越 貢 君	建 設 課 長	中之浦伸一君
会 計 管 理 者	黒 江 鳴 美 君	町民保健課長	黒 木 秀 君
企 画 課 長	熊 之 細 等 君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
商工観光課長	愛 甲 真 一 君	総 務 課 係 長	原 琢 磨 君

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和 3年 12月 10日 午後 2時34分

議 事 日 程

日程第 1 一 般 質 問

< 休 憩 全 員 協 議 会 >

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 同意第 4号 農業委員会委員の任命に同意を求める件

日程第 3 議案第 2 2号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 4 議案第 2 3号 損害賠償額の決定について議決を求める件

(議案上程、説明)

日程第 5 議案第 2 4号 令和 3 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 7 号) について

日程第 6 議案第 2 5号 令和 3 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 7 議案第 2 6号 令和 3 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 8 議案第 2 7号 令和 3 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 9 議案第 2 8号 令和 3 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 1 0 議案第 2 9号 令和 3 年度南大隅町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について

▼ 開 議

議長（松元勇治君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたのでご了承願います。

日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、幸福恵吾君の発言を許します。

[10番 幸福 恵吾 君 登壇]

10番（幸福恵吾君）

おはようございます。

先に通告いたしました一般質問として、学校の運営について伺います。

第1項、町内の学校における子どもの在籍数と指導状況について伺います。

第2項、学校において、子どもへの指導をよりきめ細やかなものにするため、町独自の35人学級への取り組みを実施できないか伺います。

第3項、学校における個別の支援が必要な子どもたちへの支援状況について伺います。

第4項、個別の支援が必要な子どもに対して、町として今後の支援の方向性を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

教育長（山崎洋一君）

それでは、幸福恵吾議員の第1問第①項、学校現場での子どもの数と指導状況について伺うとのご質問でございますが、それぞれの学校の子どもの数と指導状況は、12月現在で、神山小学校は、1年生が35名の1クラス、2年生が22名の1クラス、3年生が31名の1クラス、4年生が50名の2クラス、5年生が30名の1クラス、6年生が50名の2クラスとなっており、うち17名が特別支援学級3クラスに在籍をしております。

佐多小学校は、1年生1名、2年生7名、計8名で1クラス、3年生4名、4年生8名、計12名で1クラス、5年生6名、6年生8名、計14名で1クラスとなっており、うち1名が特別支援学級1クラスに在籍しております。

根占中学校は、1年生が44名で1クラス、2年生が35名で1クラス、3年生が39名で1クラスとなっており、うち4名が特別支援学級2クラスに在籍しています。

第一佐多中学校は、1年生が8名で1クラス、2年生が12名で1クラス、3年生が7名で1クラスとなっており、うち2名が特別支援学級1クラスに在籍をしております。

県費の学校職員以外に、12名の学習支援員と、4名の学校用務員、3名の図書館司書事務、1名の労務作業員を町会計年度任用職員として採用し、子どもたちの学習支援や学習環境整備等に当たっているところです。

佐多小学校は完全複式学級で、根占中学校ほどの学年も1クラス35名以上の大人数で教育活動を展開している状況でございます。

10番（幸福恵吾君）

先日、小中学校に授業参観に行く機会がありましたが、その中の感想の一つとして、根占中

学校の1年生1学級ですが、教室の中に40名ほどの生徒が入っており、非常に窮屈な状態で、授業の内容も伝わりにくいというような印象を受けました。

そこで第2項として、町独自の少人数学級への取り組みとして、小中学校ともに全学年で35人定員学級を実施できないか伺います。

教育長（山崎洋一君）

今、第1問の第2項としてお答えをいたしたいと思います。

学校において、子どもへの指導をよりきめ細かなものにするために、町独自の35人学級の取り組みを実施できないかのご質問でございますが、町教育委員会としましても、是非そのようにして、子どもたちに落ちついた学習環境を提供し、そして先生方にはきめ細やかな指導ができるように体制を整えたいところですが、残念ながら難しい状況でございます。

各学校の学年ごとの児童生徒数によって学級数が決まります。その学級数に従って配置される教員数が決められております。これは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められております。

今年、この法律が改正され、小学校においては、本年度2年生までが35人学級編制となり、以後、令和7年度までをかけて学年進行により35人学級編制を実施していくこととなります。

国の構造改革の一環として、平成14年、教育分野においても「教育特区」が認定され、「市町村費負担教職員任用事業」が実施されました。これが平成18年から全国化され、特区以外でもこの措置が運用できるよう関係法令の改正が行われました。制度としては、「町費負担教職員の任用」は可能な状況であります。

しかしながら、本県は、教員採用試験の受験倍率も下がり続けており、教員の確保が大きな課題となっております。離島も多い本県における教職員の人事異動は、全県的な視野に立って、人事交流が公正かつ円滑に行えるよう進められているところです。鹿児島県全体の教育を考えて人事は行われております。

10番（幸福恵吾君）

今説明いただいた内容について確認だったんですが、来年度以降、来年の小学校3年生から下はずっと35人定員学級となり、そして、来年の4年生より上は中学校3年生まで基本的には40人定員学級という考え方でよろしかったでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

今幸福議員が言われたとおりでございます。

とにかく年次ごとに35人学級をしていって、その後はずっと35人学級になるというようなことでございます。出来ましたら中学校までさっさとやっただされば非常に有り難いんですけど、なかなかこの恩恵には今のところ南大隅町の学校には当てはまらないというようなことでございます。

10番（幸福恵吾君）

鹿児島県において、町あるいは学校独自で少人数学級を希望したとしても、増やした学級に合わせた教員を配置してもらえないという制度については現時点では理解しました。

ただ、他県を見ると、県独自の少人数学級への取り組みとして、秋田県は2001年から30人定員、山形県は2002年から33人定員を推進しているようです。

また、これらの県が、少人数学級を推進した結果として、子どもたちの学力の向上、不登校児童の減少、欠席率の減少、そして、教員からも、ゆとりができた、指導がしやすいといった報告があるようです。

人口が集まる都市部ではなく、地方の県の少ない子どもたちを大事に育てたい、あるいは子育てしやすい県として移住を促進させたいといった思いのもと、少人数学級を推進しているこれらの県は素晴らしいことだと思っています。

このことについては鹿児島県にも提言していかなければならない施策だと思っているところです。

更にお聞きしますが、今教育長の答弁をお聞きし、学校長の判断で、学校経営の工夫・取り組みとして、学校が独自に1学級を2つに分ける、例えば40人本来定員いっぱいいっぱい1クラスの学級を20人を2学級に分けるという方法は認められるのでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

学校の学校長の判断により、学級を例えば38人おれば半分ずつにして学校教室をすることは可能であります。ただ、その時に正式の教員がいるかないか、この辺りが非常に問題になってきます。

例えば、学習支援員がいるからその人を充てればいいというわけにはいかないわけですね。

学習支援員はあくまでも学習の支援員でありまして授業をすることは出来ません。ただ、今加配の教員が配置されております。

例えば、根占中に特化されて配置があったり、或いは、英語の教員がSET加配といたしまして、英語の教員が小学校・中学校にする先生が配置されたりしております。

この先生を例えば担任として扱った場合に、その先生の授業の負担、例えば、3つの小学校を回って中学校を1つするとどうしても25時間を超えてしまいます。それに学級担任の業務が入ってくると、極端に言いますと30を超えてしまうと。そうしてしまうと、これは過重労働になりますので当然できない。

そうなりますと、校長先生の判断によってやっぱり難しいだろうなというようなことがあるもんですから、現在、県内の学校でそういうふうな処置を取ってるところは聞いたことはございませんので。

しかし、出来ることは可能なんです。校長の判断により可能であります。だから、そこに先ほど言いましたように、教員を配置して、出来れば少人数学校で指導ができるということは確かに出来ていくところでありますけども、なかなか現在のところではちょっと難しい状況にあるところがございます。

10番（幸福恵吾君）

授業数や担任と先生方に余計な負担を増やしたくないという思いもあるんですが、学級を増やすことで子どもの学習環境の改善、或いは先生方の指導のしやすさと良い面も多くあるような気がしますので、学校の現状に応じて検討していただけるよう進言していただければと思います。

次をお願いします。

教育長（山崎洋一君）

次に第1問第③項、個別の支援が必要な子どもたちへの支援状況について伺うとのご質問で

ございますが、本町においても、鹿児島県、全国の状況と同様、特別に支援を要する子どもたちの数は、増加傾向にあります。

そういった中で、教育委員会としましては、日常の「個に応じた適切な指導」と「適切な学びの場の提供」ができるよう努めているところです。

具体的には、特別支援教育に関する会合等を定期的の実施し、課題を把握し、指導助言等を行っております。

また、県立鹿屋養護学校教員による巡回相談の機会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を効果的に活用し、子どもの実態や状況等を的確に把握し、今後の支援の在り方について助言をいただけるよう体制を整えております。

今年度は、県総合教育センターの特別支援教育に関する移動講座を本町で実施してもらい、町内の多くの先生方が出席し、研修を深めることができました。

適切な学びの場の提供については、夏季休業中に、医療面、心理面、教育面の専門家をそれぞれ1名ずつお呼びして、町就学相談会を実施しております。現状や困り感の把握、適切な支援の在り方、適切な学びの場についての情報提供等を保護者に対して行っております。これは、幼稚園や保育園にも呼びかけ、連携を図って実施しております。

11月には町教育支援委員会を開催し、就学相談会にお越しいただいた3名の専門家にも出席いただいて、支援を要する1人1人の児童生徒の次年度の適切な学びの場を検討しております。

支援を要する児童生徒の対応は、教育委員会だけでは円滑に行えませんが、町民保健課や介護福祉課とも連携を図り、情報共有を行いながら対応をしているところであります。

10番（幸福恵吾君）

地域の方から、「最近難しい子が多くなった」とか「大変な子が多くなったね」という声を聞くことがあるんですが、私が思うのは、子どもは今も昔も変わらないと思っています。

大きく変わったのは、子どもを取り巻く環境だと思っています。

家庭を見ると、保護者もかなり苦しいです。それぞれの家庭で課題を抱えていますが、相談したり、頼りにできる人がなかなかいない家庭もあります。

学校を見ると、先生方も苦しい状況にあります。昔のように高圧的な指導は認められず、一人ひとりにしっかりと向き合う質の高い指導を求められています。

地域の中にも本当に頼れる方がいらっしゃいますが、地域の方にどんどん入ってきてもらってというには、マンパワーが不足しているのかなというのを感じます。

こういった時代の流れの中で、子どもを取り巻く環境が大きく変化をして、アンバランスな状態が出来ているような気がします。

今すべきことは、目の前にいる地域の子どもたち一人ひとりにしっかりと向き合って、国から降りてくる既存の制度を最大限に活用するとともに、必要に応じて町独自の取り組みも行うべきではないかと思っています。そういった背景も含めて、次の質問をお願いします。

教育長（山崎洋一君）

次に第1問第④項、支援が必要な児童生徒に対して、今後の方向性を伺うとのご質問でございますが、支援を要する子どもに対しても、その保護者に対しても、それぞれに寄り添った丁寧な対応がとても重要になります。思いに寄り添い、考えを共有しながら、適切な支援が展開されるよう、今後とも、特別支援教育に関する研修の充実や支援体制の充実を図ってまいります。

また、特別支援学級の対象でない支援を要する児童もおります。そういった児童が、落ち着いた環境で学習したり、ソーシャルスキルトレーニングをしたりすることができるよう、教育委員会としましては、本町に通級指導教室を設置できないか検討しているところでございます。

これは県の人事に関わることで、本町の思いだけで進められることではありませんが、学校においてこのような場が作れば、落ち着いた学校環境ができるのではないかと考えておりますので、今後も引き続き努めてまいりたいと思っております。

10番（幸福恵吾君）

通級指導教室について、今設置されている特別支援教室とどう違うのか説明をお願いします。

教育長（山崎洋一君）

通級指導教室は、特別支援学級に入れない子ども、LD、或いはADHD、よく言われる学習障害がある、或いは多動性の子どもたち、これは特別支援学級には入れないんです。

だから、従いましてこの子どもたちはどうするかとなると、当然教室の中で指導していかなくちゃいけない。よく言われる、「子どもたちが、んっ、見たら居なくなってる。外へ出て走り回ってる。」そういう子どもたちが非常に多くなっています。だから、その子どもたちを何とか落ちついた環境の中で指導をする、それが通級教室なんです。

ところが、これは今希望が多くて要望してもなかなか出来ない状況であります。

県内の状況を聞きますと、現在、鹿児島県内で約30校がこの通級教室があるわけです。30校です。肝属では、鹿屋市にたった2校しかないです。だから、それをずっと要望をしてるんですけどもなかなか。

当然、教室ができるとそれに対する指導する先生も来なくて、教員不足のためになかなかこの辺りが出来ないものですから、その通級教室の中で、例えば、3人の子どもが来たときに出ていくんじゃなくて、その3人の子どもを先生が温かく見守って、「あのね、この時間はこういうことをして過ごそうか」と言うと、子どもたちも1対1あるいは1対2、1対3になりますから落ちついてできる、それがソーシャルスキルトレーニングなんです。そんなことをさせながら、教室に帰った時に、「俺はこの教室の中で授業を受けられる」というのを思ってくれば、だんだん育っていく。

ところが、これを高学年あたりからするとなかなか難しいもんだから小さいうちからという。

だから、そのことが大事。だから、保護者やいろんな方と協力しながら就学支援のときにはその話し合いに応じているところでございます。できれば、この通級指導教室ができれば有り難いかなと思っているところです。

極力、要望はしてまいりたいと思っております。

10番（幸福恵吾君）

通級指導教室については、是非強く要望していただいて、導入していただけるようお願いしたいと思います。

そして、そういった支援も含めてどういった支援の制度があるということ、内容について、もう少し保護者と地域に周知するべきではないかなと思っております。

町内の保護者と地域の方の支援に対する制度の理解を深めたいうで、支援に対する敷居を下げることも大事じゃないかと思っております。

個人の情報の保護ということもとても大事だと思うんですが、それ以上に、子どもを町全体

で支えるという意味でも、支援の制度に対する地域への広い告知はどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

幸福議員のおっしゃること、確かにそのとおりでございます。

いくら教師のほうで、あなたはこの教室が適当だよ、ここに行ったほうがいいよ、と言っても、保護者の理解が得られなければ「お前はここに入らんか」と、こういうわけにはいかないわけですね。

当然、小学校に入ってくる前から、保育園、幼稚園、この辺りから専門的な医療面、教育面、そういう方々の支援をいただきながら、ある程度のことを、んっ、この子どもは小学校に入ったときに居場所は普通教室よりも特別支援教室のほうがいいんじゃないだろうか、そのほうが適切となった場合には、当然、先生や、或いはその医療の専門家、或いは介護福祉課、色んなところからアドバイスをいただいて、ゆくゆく小学校に入って来た時にこの子どもは最初からこの教室で、その子どもは順調に育っていくわけですね、その居場所があるからです。

ところが、居場所がないと当然ぽつと外に出ていったり、或いは、皆なから色んな目で見られたりして反感をかって、それがどんどんエスカレートして、高学年になるほどそれが過敏になってきて行動が範囲が広がってくる。そうすると、先生がその子ども一人に掛かる時間と、持ってる子どもたちに掛かる時間がだんだん遠のいてしまいます。

その辺りのところを含めると、当然、小学校に入るまでにある程度のところは保護者の方に理解をしていただいて、そういう選択をしていただけるように努力していくべきじゃないかなと思っております。

なかなか教育委員会ばかりでは難しいですので、当然、介護福祉やら保健課やらと連携をしてやっていくことが必要じゃないかなとこう思っているところでございます。

10番（幸福恵吾君）

子どもの支援に関しては、町、そして学校、そして関係機関等々と、そして保護者ですね、連携をしながら情報共有をしながら同じ気持ちを持って子どもたちを支えていければと思います。

それでは、別で1点。学校から離れますが、支援が求められる子どもたちに対する療育という事業があります。町内には療育に携わる事業所がないと思いますが、これに対して、地域からの要望がないのか。

そして、今後事業の立ち上げに向けての町としての意向がないのか伺います。

教育長（山崎洋一君）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（中村喜寿君）

ただいまの幸福議員の質問に対してですが、直接的な要望は寄せられてはおりませんが、療育支援サービスを提供されている事業者からは、近くになれば便利だがと言った保護者の声を聞くこともありますというふうに伺っております。

また、それに対しましては、事業所の開設につきましては、事業者が受給等、動向等を勘案して決定されることと理解しております。

町としましては、支援の必要な児童生徒について、保護者の申請に基づき適切な支援を提供できるように、関係機関で情報共有を図りながら対応してまいりたいと考えております。

10番（幸福恵吾君）

なかなか学校では支援できない部分に関して、幼児の療育、そして小学生の放課後児童等デイサービス等事業がありますが、町内になく町民も他の市町村での事業所を利用しているという状況もあると思います。非常に送迎の負担、そのせいで回数が減っているという状況もあると思いますので、出来るだけその負担を減らして、子どもがその特徴に応じて必要な支援を早い時期から受けられるというような観点から見ると、非常に必要な事業かなと思っていますので、なかなか町独自で全てを進めるとするのは難しいと思いますので、関係機関と情報交換しながら実現に向けて動ければなど期待をしているところです。

そして、最後に、今私がこの場所に立たせていただいているのは、町の子育て世代の代表としての大きな責務があると思っています。豊かな自然と落ち着いた地域の中で、安心して伸び伸びと子育てができますよと自信を持って言える町にしていくために、これからも教育、そして子育てに関して様々な提言をしていきたいと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治君）

次に、浪瀬敦郎君の発言を許します。

[5番 浪瀬 敦郎 君 登壇]

5番（浪瀬敦郎君）

おはようございます。

質問順位7番、浪瀬でございます。

令和3年12月会議一般質問を行います。

コロナ感染者数は激減している中でございますが、軒並みにイベント等は中止となり、町民には閉塞感が漂っております。

また新たな変異株の発生により、先が見えない中、師走を迎えておりますが、早期の終息を願い、年明けからはこれまでの日常を迎えたく願っております。

議員活動として地域住民との対話の中、色々なご意見を伺っておりますので、今回2問4項について質問いたします。

まず、町の財政の流れについて質問します。観光地整備もハード事業については、ほぼ完了していく中で、大きな事業費を要した庁舎整備事業費の償還額と償還年数について伺います。

次に、管理費用が年々増加していく指定管理施設について、その件数、管理料と、今後の見直しの考えはないか伺います。

次に2問目、第一次産業の振興として畜産農家への支援策についてですが、1項目に、郡共進会、県共進会までの出品過程にどのような助成をしているか伺います。

また、2項目に農業経営を志す園芸・畜産等の就農希望者に対する指導者を含めた体制が整っているか伺います。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

おはようございます。

浪瀬敦郎議員の第1問第①項、観光地整備もハード事業については、ほぼ完了していく中で、庁舎整備事業費の償還額と償還年数について伺うとのことですが、庁舎整備事業につきましては、平成30年度から建設工事に着工しまして、本庁舎の建設工事は、旧庁舎の解体を含め終了し、現在は、公用車車庫の建設を実施しているところでございます。

令和2年度までの総事業費は、16億1千7百万円で、うち本事業に係る起債総額につきましては、13億4千1百40万円でございます。

また、本庁舎建設に係る地方債は、合併特例債で償還年数は、最長で30年となっております。

5番（浪瀬敦郎君）

相当な額が使われているわけですが、この事業に対してかかる償還のピークは何年度なのか。

また、その年度の元利償還金は幾らになるか、見込みであるでしょうか。分かったらお教えてください。

町長（石畑博君）

数字につきましては、総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

庁舎建設事業につきましては、平成30年度から借入れを毎年度行っておりますが、令和2年度までの借入れにかかる償還のピークは令和8年度から令和11年度で、元利償還金は1年当たり6千3百52万円となります。

また、今後も借入れが発生いたしますので、ただいま申し上げました年数と金額は変わってまいるところでございます。

5番（浪瀬敦郎君）

それを償還した金額6千何百万ですね、これがまた町に返ってくると。それは7割が返ってくるんですか。

総務課長（相羽康徳君）

ただいま議員のほうからありました交付税措置のことかというふうに考えておりますけれども、合併特例債につきましては、毎年度返済する元利償還金の7割が普通交付税で措置されるということになります。残りの3割分につきましては、減債基金を約10億円保有しておりますので、こちらのほうで返済をしていく計画でございます。

5番（浪瀬敦郎君）

そうした場合に、合併特例債の最終年度、使える最終年度はあるんですかね。庁舎整備に関する。

町長（石畑博君）

合併特例債は、令和6年度まで庁舎に限らず色んな事業に使えます。その他については、総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

ただいま町長のほうからありましたとおり、合併特例債につきましては、令和6年度まで活用できることとなっております。残額につきましては、現在のところ、2億6千1百10万円が残額でございます。

合併特例債につきましては、合併した新しい町づくりのために必要な事業の財源として活用できる地方債でございますので、今後の活用については、町道、それから町有施設の整備などに活用する計画でございます。

5番（浪瀬敦郎君）

せっかく7割助成でございますので、できるだけ有効に残りを使っていただきたいと思えます。

また今後、今問題というか計画されております肝属医師会立、これがまたどっと乗ってくると思うんですが、そこらを心配しておりますので、どうか健全な調整に励んでいただきたいと思えます。

次、お願いします

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

浪瀬敦郎議員の第②項、指定管理施設の件数、管理料と、今後の見直しの考えはないか伺うとのご質問でございますが、本町の観光関連における指定管理施設は、根占温泉・ネッピー館、道の駅ねじめ、観光交流物産館、佐多岬ふれあいセンター、半潜水型水中展望船の5施設で、令和3年度の指定管理料は、予算ベースで合計4千8百24万円となっております。

いずれの施設も令和2年度に公募し、事業計画や収支計画について外部専門家を交えて選定委員会で選定し、議会の議決をいただいておりますので、指定期間が満了する令和7年度まで大きな見直しはないと考えております。

しかし、指定期間中は、年度ごとに、当該年度の事業計画等について事業者と事前協議することとしておりますので、運営状況に応じて見直しは必要だと考えております。

5番（浪瀬敦郎君）

令和3年度指定管理料の合計4千8百24万円、この施設ごとの金額が出たら教えていただきたい。

町長（石畑博君）

詳細は担当課長に説明させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

ご質問の施設ごとの指定管理料になりますけれども、根占温泉・ネッピー館が2千7百万円、道の駅ねじめ3百60万円、観光交流物産館2百40万円、佐多岬ふれあいセンター1千2百万円、水中展望船3百24万円、合計4千8百24万円となっております。

5番（浪瀬敦郎君）

今お示しいただきましたけど、指定管理料は債務負担行為であって、おいて限度額を定めておられるんですが、毎年度どのようにして金額を設定し協議されているのか。

また、相手から要望があった試算した金額をそのまま認めているのか、そこらを教えていただきたい。

町長（石畑博君）

金額等の算定の要件、決定過程について、同じくまた担当課長のほうで説明させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

ご質問のありました管理料の協議についてでございますが、毎年度の指定管理料につきましては、今議員のほうからありました令和2年度2月会議のほうで議決をいただきました債務負担行為の限度額の範囲内で協議をしているところでございます。具体的には、5年間の指定期間中は、年度ごとに当該年度の事業計画、それから収支計画に基づきまして事前協議をして、指定管理料の金額を決めることとしております。

ご質問の要望金額でございますけれども、指定管理者の公募の時点の要望額とは変わることもございますけれども、運営状況に応じて年度ごとに適正な金額を協議しているところでございます。

5番（浪瀬敦郎君）

また今回の補正予算にも修繕料が計上されており経費が掛かりすぎる施設が多いと感じるが、現状はどのようになっているのでしょうか。

町長（石畑博君）

町民の多く、また観光の方々が利用される館でございますが、やはりお客様に対してのそういったトラブルはあるといけませんので、特に大きな施設については経年劣化で20数年超えております。そういった観点から、修理については適宜しているところでございます。

数字については、担当課長のほうで説明させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

各施設ごとの修理でございますけれども、今町長からのほう答弁でありましたとおり、築25年を超えた施設もございます。そういった中で、特にネッピー館の温泉施設の今修繕が多くなっているところでございますけれども、それぞれの施設の修繕料の内訳でございます。

令和3年度の11月末の時点での修繕料の数字になりますけれども、ネッピー館のほうで9百63万8千円、なんたん市場のほうで1百38万4千円、道の駅ねじめが1百53万4千円、さたでい号のほうで今年度ドック入りをしますけれども、その経費も含めまして6百4万2千円、佐多岬ふれあいセンター1百64万8千円、合計で2千24万6千円、これが11月末時点での修繕料の数字でございます。

5番（浪瀬敦郎君）

4月に始まり11月までですよ。でしょ、これ。これが年間にするとまだまだ増えるという懸念されるんですが、25年以上の施設は、ネッピー館かどこなのか。

商工観光課長（愛甲真一君）

築25年を超えておりますのが、根占温泉・ネッピー館、それから佐多岬ふれあいセンターでございます。

5番（浪瀬敦郎君）

民間からの感覚でいくと相当な修繕料、そして指定管理料。町長これ、今後どのように考えていらっしゃるか。経費の掛かる物体をですね。何かあれば、なければよろしいですけど。

町長（石畑博君）

今申しあげましたこの2つの施設についてはホテル業という部分もありまして、観光客を受け入れる部分でもあるところ。当然必要とする認識の中で、毎年の指定管理料、そしてまた修繕料等は組んでいるところ。金額が優先なのか、お客様のそういったおもてなしを優先なのかした場合には、今の段階ではやはり可能な限り少額の段階での修繕は進めていきつつ、町のお客様の交流の館でございますので、それを金額が高いからという部分での判断での止めるという部分の今のところ考えはございません。

5番（浪瀬敦郎君）

未だネッピー館は特に燃料費が上がったりしておりますよね。これをお客さんに負担してもらおう、入浴料を50円なり100円なり上げてもらって、このコロナ禍を過ぎたら元に返すとか、そういう方策は取れないんでしょうか。

町長（石畑博君）

サーチャージ等の事例もあるわけですが、現在でも、ネッピー館も入浴料としては若干鹿屋市等に比べますと安いわけですが、入浴客もかなり減っている中で値上げとなりますと、また敬遠されがちという部分になるとまた同じく痛手が被ってきますので、今現在の中では、燃費相当の分が今ピークから若干下がりはありますが、そこはきっちり見極めつつ、近隣の公営施設としての温泉等の状況を見極めながら判断をしていきたいと思っております。

5番（浪瀬敦郎君）

このまま大きな指定管理料が続いていくと、町の財政にもかなりの負担をかけることになると思うんですよ。

コロナ禍で厳しい状況は分かりますけど、ネッピー館にしてみれば、料理の部門を町の民間に委託してその部分だけを頑張っていたらいいかと、お願いすることは出来ないんでしょうかね。

あと4年半ぐらいは指定管理が決まっていますので、次の指定管理募集に関して必要な改善策を図っていただきたい。こう願って次をお願いいたします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

浪瀬敦郎議員の第2問第①項、群共進会、県共進会までの出品過程にどのような助成をしているか伺うとのご質問でございますが、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染者の減少傾向から、中止となった秋の郡共進会やプレ全共に代わる、郡・県、それぞれ集合調査会が実施され、本町からも根占・佐多地区の代表者に出品していただきました。

出品していただきました代表者には、郡への出品に1頭当たり3万円、県への出品に1頭当たり10万円の謝金をお願いしております。

5番（浪瀬敦郎君）

常日頃、牛・豚・ブロイラーの事業の方々には大変なご苦勞をいただき、我が町にとっては大変貢献されている事業の一つであります。

その中、牛については、地元の共進会から郡共進会・県共進会、そしてまた、来年度は鹿児島県で全国共進会が開かれるという過程になっております。それに向かって色々と努力されて、朝早くから遅くまで頑張っていると思います。

今、郡に3万円、県出品に10万というこの金額が高いのか安いのかは分かりませんが、他町と比べてどうなのかは分かりませんが、町独自で南大隅町の名声を上げている一つであろうと思います。

そこらを十分考えていただいて、更に充実した助成をやっていただきたいとお願いいたします。どうでしょうか。

町長（石畑博君）

今申し上げましたとおり、謝金という部分でお支払いをしておりますので、高い、安い云々で金額を上げる云々じゃないと思うわけですが、当然出品される方々もご自分で飼養されている牛についてもそれなりのやはりこの自負を持たれていらっしゃると思います。

今おっしゃいました出品等に係る諸経費等も掛かるわけですが、近隣の市町村等もやっぱり同じく形で畜産担当職員も同じ目線での色んな取り方をしておりますので、そこについては他市町の事例も参考にしながら参考にさせていただきたいと思います。

5番（浪瀬敦郎君）

結局、町内一律3万・10万となっているのでしょうか。

町長（石畑博君）

町内というのは南大隅町内ということですか。出品される方々には先ほども申し上げたとおり謝金ですので同額です。同額のお支払いです。

5番（浪瀬敦郎君）

単純に考えたんでございますが、佐多地区からは結局郡共となると鹿屋ですよね。その距離は算定されない、謝金ではあるんですがそこらへんは変更は出来ないのでしょうか。

町長（石畑博君）

旅費交通費としての支払いじゃございませんので、畜産の農家の方々への気持ちの問題ですので、そこを細かくしていくことは非常に事務上も煩雑ですので、その意味を含めては謝金ということでございますのでご理解をいただければと思います。

5番（浪瀬敦郎君）

ちなみに、錦江町は分かります。その謝金。

町長（石畑博君）

担当課のほうで近隣市町を調べていると思いますので、担当課長のほうで回答をいたします。

経済課長（新保哲郎君）

他市町の謝金につきまして申し上げます。

隣町の錦江町につきましては、郡共のほうが若雌が4万円、成雌が5万円、そして県共は10万円となっているところです。また、鹿屋市、肝付町、東串良町、垂水市、この2市2町につきましては郡共が2万円、県共が5万円という形で設定されているところです。

5番（浪瀬敦郎君）

高い安いを言ったって始まりませんので、どうか気持ちのこもった畜産農家、ブローラー、色んな方面に助成を考えていただきたい。

次、お願いします。

議長（松元勇治君）

休憩します。

10 : 57

～

11 : 05

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

浪瀬敦郎議員の第2問第②項、農業経営を志す園芸・畜産等の就農希望者に対する指導者を含めた体制が整っているか伺うのご質問でございますが、本町で就農を希望されるIターン者並びにUターン者につきましては、第一次産業就業支援事業の研修制度の活用を進めております。

研修先は町内の園芸農家や畜産農家でございますが、農業技術は基より経営のノウハウなど、熱心な指導を賜り、研修制度終了後は順調に就農に繋がってきております。また、町やJA等各関係機関についても、研修先の農家と連携しており、研修段階からその後の就農まで、体制づくりは出来つつあると考えております。

5番（浪瀬敦郎君）

勉強先は認定農家に限りですかね、これ。認定農家さんに就農前に勉強に行くと。認定農家制度ですかね。

町長（石畑博君）

経済課長に答弁させます。

経済課長（新保哲郎君）

研修先につきましては、農業でちゃんと経営をされているそれなりの農家さんということで認定農業者の方が主になっております。

5番（浪瀬敦郎君）

私思うには、町自体で畜産団地なりそういうものを設備して、そこに指導者を置いて、学校じゃないですけどそこで研修させるというのが身の入った研修になるんじゃないかと思うんですが、そういう考えは持っていらっしゃるでしょうか。

町長（石畑博君）

これまでもそこ30年前だと思うんですけど畜産基地の建設事業とか事業がありました。それはそれぞれの農家が事業として取り組んでいかれたわけですけども、新規就農者に新たな団地という部分もそれは考え方としてはもういいと思います。

ただ、設備投資、そしてまた、土地の確保、採草地等の準備、そういったことになった段階で町の投資等もあることから、一番いいのは経営ノウハウを直接的に聞いていただけるそういった畜産先進農家の方々のやりとりのほうが一番理想ということで、皆さんがそういったことを望まれて来ている現状であります。

現に、女性2人も町内の畜産農家に研修に来られ1年数カ月経った時点で自分でやれると確信されて、新たな新規就農として就農をされて、セリ市等でもお会いしますと、本当に頼もしい前向きな色んなお話を聞いていることから、今現状の新規就農の方にはその在り方のほうが経営、それから生産環境、そして居住環境等を含めた形を考えますと今の現状がいいのかなという考え方でおります。

5番（浪瀬敦郎君）

私の狙いは、研修施設を町が作ればそこに研修生が入ると。その研修生が5人6人まとまっておれば、今畜産をされている方々、生き物ですから遊びにも行けないんですね、はっきり言って。1泊2泊とかですね。そこを空ける時にその研修生に手伝ってもらう、入ってもらう、先々そういう制度に持って行ってもらって、若者が働きやすい、今親子でしていらっしゃる畜産農家の方々もいらっしゃいます。いつまでも親はいないわけでありまして、だから、子どもたちがやっぱり結婚をして楽しい生活を送るためには、やっぱり慰安を兼ねて遊びに行ったり、そういう時間も作っていけるんじゃないかという思いで、研修制度を作って、町が団地を作って、大きな団地じゃなくても5、6棟入るような畜舎でもいいんですよ。そこに生徒を集めて、指導員を置いて、そういう体制を作ってもらえないかなという思いで先々の考えですが、そこらをまた是非町としてもやっていただくように要望しておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

町長（石畑博君）

集団的に団地化をしてというのも一理あってそれもいいんですけども、今おっしゃいましたとおり、畜産農家に限っては、畜産ヘルパーという部分も、農業ヘルパーもあるんですけども、お互い結の形で見えない部分でそれぞれが提携されているようなことも聞いております。

畜産経営につきましても、やはり、本来経営を一生懸命やっていきたいという方々については、畜産の施設の建設等については、国庫補助等を含めて色んな補助等もあることから、そういった前向きに意気込みのある方々についての施設整備等についてははしていくべきかということで、新たに町がどうこうというのは今のところでは制度ありませんけれども、今後の農業公社の中で農業畜産を含めた形でその方向性も一理含めて考えていきたいと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

（「終わります。」との浪瀬議員より声あり。）

議長（松元勇治君）

次に、後藤道子さんの発言を許します。後藤道子さん。

[1 番 後藤 道子 さん 登壇]

1 番（後藤道子さん）

新型コロナ初発症例から2年、ワクチン接種が進む一方で、変異株の発生などにより、流行の波が繰り返され、収束の兆しは見えません。

今年の子供の名前ランキング一位は女の子が紬ちゃんで大島紬などの漢字、紬の一文字です。初の一位となりました。根気強さ、つながり、人や縁をつむいでいってほしい、などの願いが込められているようです。一方、男の子は蓮くん。蓮の漢字一文字です。仏様にまつわる清らかなイメージと、泥の中に根を張る、蓮に、我が子の健康を祈る思いが、伺います。東日本大震災の年も一位になっており、困難に打ち打ち勝つ強さを求める思いは、新型コロナ禍の今も通じるようです。

観光庁の10月宿泊旅行の統計によると、緊急事態宣言解除後、宿泊者数は2か月ぶりに3000万人台へと回復しました。しかし、コロナ禍前である2019年、同月と比較し、34.3%減少しているようです。

また、11月30日には、新たに、オミクロン株が確認され、8日現在、国内4例目が発表されました。令和3年も、このような状況の中、終わろうとしています。コロナの終息を願いながらも、現状は、コロナと共存しながら、新たな時代に順応していく取組が求められると思います。

世の中は日々進化しています。先日も、民間人が宇宙へ行ける時代の幕開けが告げられ、宇宙観光ができる時代もすぐそこまで来ているようです。南大隅町も、足踏みではなく、しっかりと、次の時代へ進むために、コロナ禍の行政の対応と方向性を改めて検討し直す必要があると感じています。

そこで、今回3問、6項について質問いたします。

1問目、男女共同参画推進について、今年3月に質問した際に、今後の取組として、情報発信や研修会など、積極的に取り組むと答弁されましたが、1項目、現在どのような取組をされているか。2項目、男性職員の育児休業取得状況を伺い、3項目は、今後の取組について伺います。

2問目、観光振興について、第2次観光振興基本計画の期間延長を、9月会議においてされましたので、今後の取組について伺います。

3問目、ネッピー・みさちゃん奨学金について、町長の所信表明の中で、見直しをされることでしたので、1項目、どのような見直しをされるのか伺い、2項目は、これまで再三、奨学金の給付型の検討を訴えてきましたが、要綱に当てはまらないとの答弁でしたので、今回は、なぜ要綱変更出来ないのかを伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

後藤道子議員の第1問第①項男女共同参画推進について、どのような取組をされているか伺う、との御質問でございますが、これまでの取組としましては、男女共同参画に係る研修会の開催と、広報啓発活動を行っております。

研修会については、7月と11月に、本庁においてオンライン説明会を開催し、広報啓発活動としては、町のホームページと広報紙に、男女共同参画に係る情報の掲載や、ポスター展示を行い、男女共同参画への意識高揚を図っているところでございます。

1番（後藤道子さん）

この男女共同参画は3月にも質問をいたしました。その際に、講師を招き、研修会や講習会を開催することにより、地域や職場における男女共同参画の推進を図り、男女ともに住みやすい社会づくりに向け、取組を強化する必要があると答弁されました。

講師を招き、研修会、講演会などをされたのか伺います。

町長（石畑博君）

詳細の経過については、総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳）

講師を招いての研修会については、まだ調整がついておりませんので実施が出来てない状況でございます。

ただ、町報等を通じてですね、皆さん方に周知、それから職員への、意識の高揚という部分については取組を進めているところでございます。

1番（後藤道子さん）

その研修の際に、まずは職員からの研修が必要だというふうに答弁をされておりました。職員に対しての研修をされたかどうかを伺います。

総務課長（相羽康徳）

まずは、担当者である、職員の勉強のほうを優先であろうということで、先ほど町長の答弁の中で、7月、11月に開催された研修会のほうに、まずは職員が研修会に参加して、そこらあたりの習得をすることから、というようなことで、今後、11月に、職員が研修を受けておりますので、係を中心に、今後、取組を進めていきたいというふうに考えております。

1番（後藤道子さん）

7月・11月、私も同席をしております。

まずは、やはり男女共同参画とはどういうものかというのの周知が1番かというふうに感じますので、今後は、SDGsとですね、男女共同参画は相互に取り入れた意識づけが、行政として必要だというふうに感じております。そのために行政として、今後、推進を図るために、どういう形でやっていくかということ伺います。方向性を伺います。

町長（石畑博君）

男女共同参画については、社会の一員として、男女が公平な形で、そしてまたその責任を負うというのが目的でございます。共同参画という部分ではなかなか、大きな国の流れから県の流れからしても、進んでいないのが実情でありますけれども、女性の社会進出、そしてまた、女性活躍の推進、そういった部分では、今ずっとこうお話も出てきておりました、議員の御質問にあったように、そういった部分がクローズアップにもなってきております。そういった意味からですね、今の流れを、少しずつでも、大きな流れ、うねりになっていくように、いろんな形を整えつつ、体制づくり等、そしてまた、新たなそういった業務としても、今後出てくることから、そういった意味も含めて、体制につきましても、充実を、充足をしていきたいというふうな考えでおります。

1番（後藤道子さん）

では次、2問目お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

後藤議員の第②項、男性職員の育児休業取得状況を伺うとの御質問でございますが、役場男性職員の育児休業取得状況については、取得の制度はあるものの、これまでの男性職員の育児休業取得者はございません。

1番（後藤道子さん）

今男性職員の育児休業取得がない状況、これが現実です。国として育児休業法というのが1992年に施行されております。

しかしながら、現在でも、それが、国民に対して、その当たり前のことが出来てない状況っていうのはいかなものかというふうに考えます。

私として今回この質問を出したのは、やはり、行政のほうから、その当たり前で、法として定めてあるのであれば、これを、現実に行っていくっていうのが、いいのではないかというふうに思ったものですから今回質問させていただきました。

国の状況でも、ここにありますが、男性の育児休業取得率は6.1%、女性が82.2%、これが令和2年度です。鹿児島県は、平成29年度の県の労働条件実態調査によると、2.3%、これが現実です。

この背景には、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え、これが1番ネックになっている、というふうに考えます。これを、平成28年、男女共同参画に関する県民意識調査をした結果、肯定してるのが45.8%、否定が48.3%でした。これが、内閣府の令和元年度になったら、肯定が35.0、否定が59.8%、やはり、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという、こういう時代ではもうないというのが現状です。

6歳未満の子供を持つ夫婦の家庭の育児関連時間、1日あたりも、夫が1時間23分、妻が7時間34分、これ令和2年度ですが、夫の家事、育児関連時間は増加傾向にはありますが、依然として妻と比較すると、圧倒的に短いのが、現実です。

働き方を見直し、育児や家事の負担を互いに分かち合い、次世代を担う子供たちを安心して産み育てられる環境をつくっていくべきだというふうに考える、ですが、やはりこの男性職員の、育児休業取得というのを、上司のほうから、そういう、子供が生まれた職員に対して、育児休業は取らなくていいのか、育児休暇はとらなくていいのかっていう、ことを、推進されるという、考えはありませんか、伺います。

町長（石畑博君）

男女共同参画の推進について、今、後藤議員がおっしゃったのがもう、これは国県等の流れであることで、それについてやはりそれぞれの職場環境、家庭環境、そういった部分からのことも、出てくると思う訳ですけれども、現在、そういった対象の方々が、そういった取得を取る、受けるという部分にはですね法令等整備はきちりしております。

ただ、その取得するしないはですね、御本人の考えということもあります。ただそれをですね上司から休業を取れと、そういった部分のですね、そういった、形ではいかがなものかということだと思いますけれども、今現在は女性の育休等も、きちり出来ていて制度は、ちゃんと職員のほうも、取得をしている中でございますが、今おっしゃった男性職員のそれについては、それぞれのやはり感覚考え方もあることから、引き続き推奨はしていきますけれども、個々の考えとしてそちらを一応優先させていただいて、取り組んでいくべきかということだと思います。

1番（後藤道子さん）

今私がそういうことを質問したのは、2022年4月から、育児介護休業法の改正があります。その中で、周知、意向確認義務というのが今後発生してきます。全ての事業主に適用されて、義務なので、怠ると指導、勧告の対象にもなり、これは従業員1000人以上の企業に対しての、育休取得法の公表義務も、行われるというようなことが今後あります。

そのためにはまず行政から、先ほど、私はとりなさいではなく、周知、意向を聞くという姿勢が必要だというふうに考えますので、町としても、町の職員に対してですね、そういうのは必要性があるのではないかとということを私は、申しました。

育休中の仕事の関係とか、企業に当たっては、その周りの人たちに迷惑をかけるとかそういう部分でなかなか取りづらい部分っていうのはあると思いますので、その辺りも今後は、その担当課ごとにですね、取りやすい環境という場を設ける必要性が、環境を整えるっていうことが、大事ではないかというふうに考えますので、そこ辺りを、町としてはどのように、施行と

しては考えてらっしゃるか、伺います。

町長（石畑博君）

育児休業取得については、職員団体・職員組合がございますので、組合から全国組織からの流れ、鹿児島県、労働組合からの流れ等もあって、きっちり取得できる環境を整えるということは、毎年要望も来ます。その中で、その体制としては整っております。

ただ、それをとる段階では、取得が発生した場合は、代替職員及び会計年度職員等の手だてが必要ですので、そのことが出た段階ではそういった対応をとること、それにつきましては、きっちり、していきたいと考えます。

1 番（後藤道子さん）

はい。何回も言うようですが周知、意向確認義務ということは、今後必要になってきますので、その辺りを十分、考えながら進めていってほしいというふうに思います。

次、3 問目。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に後藤議員の第③項、今後の取組について伺うとの御質問でございますが、今後の取組については、南大隅町男女共同参画基本計画に基づき、取組を進めてまいります。また、引き続き、男女共同参画に係る研修会の開催、意識づくりのための広報啓発活動もあわせて行ってまいりたいと考えております。

1 番（後藤道子さん）

男女平等は法のもと平等として憲法にうたわれ、各種の法律や制度の中にも位置づけられているが、これを社会に深く根づかせ、事実上の平等を達成するにはいまだ至っておりません。まだまだ不平等があります。身近でできることから、男女役割分担の変化、ジェンダー平等ですね。行政から性別による、固定的な役割分担、慣行をなくして、事実上の平等の実現を行うべきというふうに考えます。

こういう考えに対して、町長どのように、考えておられますか。

町長（石畑博君）

まさにですね、基本的なことですので、正しく理解してそれをちゃんと・・・して・・・(途中、聴取不能)・・・おります。

1 番（後藤道子さん）

なかなか難しいことだというふうに思います。もう本当に必要なのは周知です。だから、自らいろんなことを、研修とか、本当に研修が大事なので、職員の方々がまず研修を受けられて、それを町民に広く、広めていただければ、それが1 番かなというふうに思いますので、今後とも、そのように推進していただきたいというふうに思います。では、2 問目お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、後藤道子議員の第2問、観光振興について第①項、今後の取組について伺うとの御質問でございますが、本町の観光振興につきましては、佐多岬、雄川の滝の再整備を契機に、平成25年を観光元年と位置づけ、これまで各種施策に取組、おおむねハード整備は完了を迎えております。

本来であれば、令和4年度以降の第3次観光振興計画を今年度策定する計画でありましたが、コロナ禍により、観光を取り巻く環境も見通しが立たず、将来の計画を長期で作成することは困難な状況であったため、第2次観光振興基本計画の計画期間を2年間延長したところでございます。

御質問の今後の取組についてでございますが、昨日、森田議員の一般質問でも答弁いたしましたとおり、令和5年度までは現計画を必要に応じて見直しつつ、本町の基幹産業と結びつけることで、農林水産物の付加価値を高め、交流人口を増加させることで、ビジネスチャンスの拡大につなげ、地元の農林水産物を強くアピールし、食を楽しみに来訪される人やリピーターをふやす仕掛け、手軽なお土産品開発に取り組む考えでございます。

1番（後藤道子さん）

今回の、延長の中で、四つの基本的な計画がされているようです。消費拡大に向けた仕組みの構築、おもてなし環境の整備、戦略的情報共有と発信、観光推進体制の強化、この四つがあるんですが、消費拡大に向けた仕組みの構築とは具体的にどのようなことをされるか伺います。

町長（石畑博君）

詳細事業の経過、中身につきましては担当課長に説明させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

はい、今回の期間延長のお話も絡めてになるかと思いますが、今回の期間延長につきましては、先ほど町長から答弁がありましたとおり、コロナ禍で先が見通せないということで、本来であれば、今年度、新たな計画を策定するところではございましたが、現計画をそのまま延長したというようなことでございます。

現在コロナ禍におきまして、旅行の形態、価値観、このあたりが大きく変わってきておりますので、今、後藤議員のほうからありました、計画内容、ここにつきましては、必要に応じて、見直しを行うこととしております。具

体的には消費額の取組等にもなりますが、国県の動向、来訪者のニーズ、このあたりもきちんと、情報収集に努めまして、今、これまで取り組んでおります、いろんな、現時点では6次産業化による、地元の地魚を使った、加工品や、クラフトビール、アクアベースのカフェ、このあたりが消費額につながる、取組がしっかり出来てきていると考えておりますので、引き続きこの辺りを重要視しながら、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

1番（後藤道子さん）

では消費拡大はそういうこと。では、おもてなし環境の整備とはどのような、具体的に。

商工観光課長（愛甲真一君）

はい、おもてなしの環境整備ということにつきましては、ハード整備っていうほうはもうほぼ完了を迎えております。

現在、これまでの計画の中で、観光ガイドの育成、それから、コンセルジュ、アンバサダー、このあたりが出来てきておりますので、この辺りをさらに磨き上げていくということになっていこうかと思えます。

今、観光協会、それから、町のほうでも、コロナ禍で、なかなか事業に取り組めない中で、国の、事業の採択を受けまして、夜間利用のナイトプログラムでありますとか、このあたりに取り組んだ中で、今のガイド、星空観察、含めた中での協力もいただきながら、おもてなしの環境を整えているところでございます。

1 番（後藤道子さん）

今このおもてなし環境の中で観光協会が出てまいりました。この観光協会は、令和2年度まで、観光プロデューサーを招聘をしての事業をされておりました。その事業の、報告を決算の時点ではいただいていませんので、別途、日にちを決めて、観光プロデューサーからの説明、報告会をされるということでしたが、これをいつごろの計画でされているか伺います。

商工観光課長（愛甲真一君）

はい、御質問の事業報告でございますけれども、これまで、実施する方向で調整はされておったところでございます。なかなかコロナ禍の影響で出来ない状況でありましたけれども、現在コロナが落ちついておりますので、来年、年が明けて1月で調整しておられるということをお願いしております。

1 番（後藤道子さん）

ぜひ、この3年間プロデューサーが、南大隅町の観光のためにやられたことを、私たちも、予算を執行した側として、どういう、3年間されたのかという報告を受けたいというふうに考えてますので、ぜひそれは実現していただきたいというふうに思います。

またこの観光協会は、今年、令和3年4月に一般社団法人のほうになりましたけれども、観光協会はどういう立ち位置で、南大隅町の観光、また、町と関わっていくということになるんでしょうか、伺います。

町長（石畑博君）

細かい経緯等については、商工観光課長に答弁させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

はい、観光協会の御質問でございます。今回、一般社団法人として、新たなスタートを切っておられますけれども、観光協会の立ち位置としましては、本町の観光地経営への旗振り役というようなことを担うということが、総会等でも協議がなされ、承認をいただいているようでございます。

これまでの協会の取組ということもありますけれども、設立まではですね、いろいろな、先ほど後藤議員からもありました、プロデューサーの事業でありますとか、ということには取り組んでいただきまして、本町の、雄川の滝、佐多岬、このあたりのリニューアルの外部環境を、これを追い風としまして、スピード感を持った取組をしていただいたと考えているところ

です。そのことが、再整備による一過性の来訪者につながらず、現在も、コロナの影響はありますけれども、10万人を超える、来訪者の維持につながっていると考えております。

それから何より大きな成果としましては、本町が観光地として、全国的にも認知をしていただいたと、こういったところが、協会の6年間の、取組があったことが、きちっと成果にあらわれているのではないかと考えております。

ただ、課題としましては、人材、このあたりがまだまだ、課題として大きく残っておりますので、人材の育成、それから観光に精通する本当の信の職員っていうなことで、まだまだ道半ば的な部分はありますけれども、きちっと、この辺りを、成功事例を示していただいて、観光のかじ取り役っていうものを担っていただきたいと考えているところでございます。

1番（後藤道子さん）

この観光協会に、一般社団法人でなったんですが、今年度、うちの町のほうから、会計年度任用職員が1名派遣をされていますよね、今後もこの体制でいかれるんですか。再任用職員でした。

町長（石畑博君）

観光協会の設立から今、一般社団法人に移行してきたわけですが、なかなかですね、本町の観光の中では、大きい事業主もいないし、資本力的にもですねなかなか、厳しいものがあるという事実はあるところですよ。そういった中でやはり観光協会というのは、独立した組織として、自主財源を確保した中で人件費、そしてまた事業を行って行って、運営していく、これが基本だということになります。

しかしながら、現状を見たところでは、なかなかそういった事業収益を上げる、そういった事業、そしてまた、業務においてもそこがまだ、スタートしてからの流れで、うまく機能してないところはこれ事実でございます。そのことが、機能するまではやはり町としての支援も必要かと思いますが、いつまで支援とか、そこについては、様子を見ていきつつ、判断をしていきたいというふうに考えております。

一般社団法人という形になった関係で、やはりもう民間の会社と同等の扱いとなります。税法上の扱いも出てきますので、いつまでもこう、役場に頼りじゃなくて、自主財源率を上げたりとか、そういった部分について、専門的に努力をしていく組織として、そういったことに期待する中でございますが、一般社団法人になった関係からやはりもう、社協シルバー、そしてまたブロンズ等も同じ扱いでいって専任の職員として、今後あるべきじゃないかということで考えております。

1番（後藤道子さん）

私もそこを思ったので質問させていただきました。シルバー人材センター、ブロンズ人材センターは、それぞれでやっていますよね、社協も一緒です。で、その観光協会だけというのは、いかがなものかというふうに思ったものですから、今後その辺りも十分に検討されてほしいです。

あと、戦略的情報共有と発信というのは、どのようなことをされるのか。あと続けて、観光推進体制の強化、これはどのようなふうに考えてらっしゃるかここまでお願いします。

町長（石畑博君）

今、2点の御質問について、同じ課の担当課、商工観光課長から説明させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

はい、戦略的な情報共有と発信ということで、これまでは取り組んだ中では、マイ旅プロモーションという中で、とにかく南大隅町の認知度を上げるという、ここに大きな重きを置いて取り組んでいただいたところですが、この点は、大きくは変わらないと思っております。

この10万人を超える来訪者、これを維持していかなければなりませんので、SNS、それからメディアを使った、情報発信、ここにしっかりと取り組んでいく必要があるのかなと考えているところでございます。

それから、観光推進体制の強化、この点につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、本町の1番の大きな課題、ここはもう人材というふうに考えております。

これまで人材育成にも取り組んでいただいております、いろいろ、人材的なものは育ってはきているところではあります、主体的に取り組んでいただく、いわゆるプレイヤー、このあたりが、本当にまだ、育っていないというところが実感しているところでございますので、何はともあれ、町民は主役であります。この辺りを理解していただけるような、スタッフ、この辺りをきちっと、育てていきたいと思っております。

1番（後藤道子さん）

今四つの項目において、コロナ禍における感染症予防とアフターコロナを念頭に置き事業の展開をしていただきたいというふうに考えます。

また、今このコロナ禍で、観光のいろんな状況が変わってきております。ほとんど体験型の方向性でいっているようなので、うちの町としては一次産業が大変体験ができるような環境にあると思っておりますので、その辺りもですね、この観光協会と一緒にその辺りをやっていたきたいというふうに考えます。

先ほど出てきました観光の中で、ナイトプロジェクトとか、いうのがあったと思うんですけど、この事業というのは観光協会がされてるんですか。商工観光課がされるんですか。

商工観光課長（愛甲真一君）

はい、先ほどのナイトプログラムでございますが、国の採択を、補助事業の採択を受けまして、今回町のほうで、事業主体になって実施をしております。具体的には、これまで、佐多岬の夜間利用ということが出来ない状況でございましたけれども、環境省のほうの許可をいただきまして、佐多岬の駐車場のところにあります、トンネルの中を生かして、ライトパフォーマンスをし、それから、星空観察等々を含めて、夜間に、お客様に利用していただいて、泊まっていたってということで、日帰りから滞在型に変わるような仕組みを今回実施をすることとしております。

1番（後藤道子さん）

それはもう募集はされているんですか。

商工観光課長（愛甲真一君）

はい、もう募集はしております。実施日が、今月の17、18になります。それぞれ10名ずつでございましたけれども、昨日の時点で、定員に達したと聞いているところでございます。

1 番（後藤道子さん）

そういうので、少しずつ、今までとは違う、観光の、何か目玉になるようなそういう商品開発、そういうのに、専念していただきたいというふうに考えます。

では、3 問目お願いします。

教育長（山崎洋一君）

後藤議員の第 3 問第①項、どのような見直しをされるのか伺うとの御質問でございますが、ネッピー・みさきちゃんの奨学金制度は、学生が卒業後に帰郷して、南大隅町に定住することを目的に、指定金融機関または日本学生機構等の奨学金の返済に係る費用を補助するもので、本町出身の故、宮迫武蔵さん、オノリさん御夫婦からの遺贈による基金で実施しております。

現在までに 24 人、152 万 3894 円の補助を行って参りましたが、今後は、奨学金返済補助に限らず、子育て世代の教育に係る負担軽減につながるよう、見直しを行って参ります。

1 番（後藤道子さん）

奨学金の見直しではないんですね。私もこのちょっと勘違いしてる部分があったんですが、この宮迫オノリさん夫妻からの遺徳の部分っていうのは、基金として積立てをされていますよね。その中から、奨学金の部分があって、その残りはまた基金として積立てられている部分っていうのがあると思うんですが、それは幾らありますか。わかりますか。

教育長（山崎洋一君）

教育振興課長に答弁をさせます。

教育振興課長（上大川秋広）

はい、基金の現在の残高でございますが、三年で 1 億 6800 万円でございます。

1 番（後藤道子さん）

この宮迫オノリさん夫婦は、土地建物を寄附されたというふうに伺っております。この今 1 億 6800 万円ですが、ほかにもまだ、売却をされていない土地、建物が残っていて、またこの基金の積み増しは今後あるというふうに考えるのですが、このあたりが、わかりますか、残りが大体どのくらいか。お願いします。

町長（石畑博君）

おっしゃるとおりでございますけれども、まだ係争中でございますね、金額等についてはですね、まだ申し上げる段階でございません。

1 番（後藤道子さん）

じゃあ 2 問目お願いします。

教育長（山崎洋一君）

次に、第 3 問第②項、なぜ給付型に、要綱変更出来ないのかとの御質問でございますが、ネッピー・みさきちゃん奨学金制度は、南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例に基づ

くもので、基金そのものが、奨学金に、特化したものとして、基金条例が制定されており、これまで奨学金の返済補助をしてまいりました。

今後は、第①項の質問に回答させていただいたとおり、子育て世代の教育に係る負担軽減につながるよう、基金条例を条例を改正して、見直しを行って参りたいと思っております。

1 番（後藤道子さん）

私は再三、奨学金は給付型というふうに訴えてまいりました。そのたんに、教育長の答弁が、県の奨学金の回収業務に苦戦しているとの答弁がありました。

先ほども宮迫オノリさん夫婦の遺徳の部分を申したんですが、今後、基金は積み増しがまだあります。この宮迫オノミさんの遺徳は売買されていない土地もありますし、この方々は、南大隅町の教育のために使ってくださいという意味だったというふうに聞いております。その意思に、そのような形の、見直しというのが私は必要で、変更するべきだというふうに考えます。

なぜならば、この奨学金を利用出来なかった5件の方々がいらっしゃいます。家庭の事情、親の事情で、奨学金の貸付け、借入れが出来なかった方々っていうのは、この宮迫オノリさん夫婦の、南大隅町の教育のために使ってくださいというこの意思に反するのではないかというふうに考えますので、今後は、こういうことがないように、困っている人に、手を差し伸べる奨学金制度に要綱を変更していただきたいと希望して、私の一般質問も終わります。

（議長より「答弁はよろしいですか」との声あり）

町長（石畑博君）

それでは答弁をさせていただきます。ネッピー・みさきちゃんの分については、当然宮迫オノリさんの、遺贈ということで、おっしゃいましたとおり、子供のためにということです。そうしたときに、全ての方が、全て奨学金を対象にするわけでもないということから、幅広く、この遺贈を、子供たちのために活用させていただくということにはですねまた、利用する幅も広げないといけないと考えております。

今の現状を考えますと、今年4月は佐多小学校は小学生1名でした。入学は。

そうなったときに、そういった方々の対象となるべく、利用の在り方を考えていくべきということで、先日総合教育会議の中でも、そのことを、教育委員の方々とも議論したかた、ぜひそうすべきだという御意見もいただきました。

今後においては、もう人口、小学生も先ほどありましたが少ない中ですので、いわゆる、例えば、義務教育の、例えば、入学時の小学校、中学校の制服の一部補助とか、修学旅行への一部補助とか、そういった形で、利活用して行って、やっぱりそれが、効果が出ることをしていくべきだと考えます。もともとなかった、お金でございますので、やはり早い時期に効果が出るように、すべきという考えで、新しい年度のまた予算の中でそのことを反映をさせていきたいと考えますので、御理解賜りたいと思います。

1 番（後藤道子さん）

私もそのとおりだと思います。せつかくそういう教育に使ってくださいという意思を持って、うちに寄附をしていただきました。その思いを、皆さんで、受け取れるような形に持っていただきたいと思いますというふうに考えます。これで私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治君）

これで一般質問を終わります。暫時休憩します。

12:00

～

13:00

13:00

～

13:45

《全員協議会》

▼ 日程第2 同意第4号 農業委員会委員の任命について同意を求める件

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 同意第4号 農業委員会委員の任命について同意を求める件についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

同意第4号について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、農業委員会委員の任命について、同意を求める件であります。

本町の農業委員会委員の辞職に伴い、その補充として、山之口勝一氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任命の期間は、前任委員の残任期間にあたる、令和5年7月19日までとなります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

同意第4号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、同意第4号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

全 員 起 立

議長（松元勇治君）

起立多数です。

着席してください。

したがって、同意第4号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

▼ 日程第3 議案第22号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第3 議案第22号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第22号は、南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、出産育児一時金の支給額について、40万8千円に引き上げる改正であります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、日程第3 議案第22号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第22号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件については、可決されました。

▼ 日程第4 議案第23号 損害賠償額の決定について議決を求める件

議長（松元勇治君）

日程第4 議案第23号 損害賠償額の決定について議決を求める件についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第23号は、損害賠償額の決定について議決を求める件についてであります。

本件は、今年7月に発生しました公用車交通事故に係る人身の損傷について損害賠償の額を決定し、示談するため、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づき議決をお願いするものであります。

被害者A氏の治療・通院の終了に伴い、示談交渉を進めてまいりましたが、損害賠償額として75万9千6百83円を支払うことで示談協議が整い、本件事故の解決を図るものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第23号 損害賠償額の決定について議決を求める件についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第23号 損害賠償額の決定について議決を求める件については、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 5 議案第24号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）について
- ▼ 日程第 6 議案第25号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第 7 議案第26号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第 8 議案第27号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第 9 議案第28号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第10 議案第29号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（松元勇治君）

日程第5 議案第24号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第10 議案第29号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上6件を一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第24号から29号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号は、令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8千7百82万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5千6百42万1千円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に、南大隅町駐車場整備事業、減債基金積立金、子育て世帯臨時特別給付金、道路維持補修事業等の計上、及び、ふるさと納税推進事業の減額調整を行い、歳入予算では、所要の財源として、国庫支出金、繰入金、繰越金等を計上したものであります。

また、「第2表 債務負担行為補正」では、庁舎警備委託等、令和4年度の業務委託料等の追加を計上し、「第3表 地方債補正」においては、限度額の変更を行っております。

次に、議案第25号は、令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3百83万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千6百3万7千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、保険給付費等の精算に係る償還金等を計上し、歳入予算では、繰越金等の調整を計上したものであります。

次に、議案第26号は、令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千4百15万9千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、施設管理費に係る経費の調整を行い、歳入予算では、県支出金、繰入金の調整を計上したものであります。

次に、議案第27号は、令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千2百25万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8千3百14万1千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、介護給付費と地域支援事業負担金に係る前年度分の精算による償還金の追加等の計上を行い、歳入予算では、国庫支出金、繰入金等の調整を計上したものであります。

次に、議案第28号は、令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3百42万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千8百91万2千円とするものであります。

今回の補正は、保険料見込みの減額に伴う、繰入金の調整を行い、歳出予算では、後期高齢者医療広域連合への納付金を調整したものであります。

次に、議案第29号は、令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、収益的支出に、28万5千円を追加し、収益的支出の予定額を3億1千7百29万3千円とするものであります。

今回の補正は、支出に、水道施設の修繕料等を計上したものであります。

また、第3条、債務負担行為において、水質検査業務委託等、令和4年度業務を計上しております。

詳細は、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第24号 一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第24号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）、令和3年度南大隅町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8千7百82万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5千6百42万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

令和4年度に入り、すぐに業務を始める必要があることから、庁舎警備委託等計9件の限度額の設定を追加するものでございます。

次に、第3表 地方債補正であります。

合併特例事業の限度額を4億8千5百10万円に、臨時財政対策債の限度額を1億4千88万9千円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

次に歳入でございます。7ページをお願いします。

下段の15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金に次のページの上段、9節子育て世帯臨時特別給付金3千8百90万円は、18歳以下の子育て世代について現金5万円を給付する財源として。

9ページをお願いします。

18款寄附金、1項寄附金、2目ふるさと納税寄附金は、今年度の歳入見込みを調整し4千万円を減額。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整として1億2千4百99万8千円を減額。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に、前年度繰越金2億6千8百12万3千円。

10ページをお願いします。

22款町債、1項町債、1目総務債に、南大隅町駐車場整備事業に係る財源として1千4百10万円、5目臨時財政対策債に2千88万9千円を計上いたしました。

次に歳出でございますが、11ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費に、南大隅町駐車場整備事業に係る経費として、16節公有財産購入費1千4百89万3千円を計上。

6目企画費に、ふるさと納税推進事業に係る経費として、7節報償費、記念品1千2百6万3千円、

次のページ、11節役務費、通信運搬費2百50万円、手数料7百42万8千円をそれぞれ減額。

13ページをお願いします。

14目減債基金費1億4千9百6万2千円は、前年度繰越金の2分の1を積立て、16目ふるさとおこし基金費は1千7百万4千円を減額。

15ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、保育所等整備事業4百94万2千円は認定こども園への移行に係る準備費用として。2目児童措置費、18節負担金補助及び交付金3千8百90万円は子育て世帯への臨時特別給付金として。

17ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、4目観光施設費6百21万8千円はネッピー館及びホテル佐多岬の修繕料として。

18ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に町道補修に係る修繕料として1千2百万円を計上しております。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第25号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第25号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、令和3年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3百83万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千6百3万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

まず、歳出をご説明いたします。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費に軽減措置に係るシステム改修負担金7万7千円を。

8款保健事業費、2項保健事業費、2目医療費適正化特別対策費に会計年度任用職員に係る社会保険料4千円を。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、9目一般被保険者還付金に過年度還付金として30万円、18目保険給付費等交付金償還金に令和2年度の精算分3百45万8千円を計上したところでございます。

財源といたしまして、6ページをお願いします。

6款県支出金、2項県補助金、2目保険給付費等交付金にシステム改修に係る7万7千円。

9款繰入金、1項、1目一般会計繰入金に職員給与費等を繰入金として4千円を。

償還金等の財源として、10款繰越金に療養給付費等交付金繰越金3百75万8千円を計上したところでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

支所長（川越貢君）

それでは、議案第26号 診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。
まず、1ページでございます。

議案第26号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）、令和3年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千4百15万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費、2項施設管理費、1目辺塚診療所一般管理費、4節共済費の6千円につきましては、会計年度任用職員の社会保険料の増額分を計上しております。

2目 佐多診療所一般管理費、10節需用費につきましては光熱水費2万5千円、13節使用料及び賃借料につきましては医療機械使用料に16万円を計上しております。

6ページをお願いします。歳入でございます。

2款県支出金、1項県補助金、3目新型コロナワクチン個別接種促進支援事業協力金に3百49万8千円を計上しております。

歳入歳出の財源調整としまして、一般会計繰入金3百30万7千円を減額しております。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

介護福祉課長（中村喜寿君）

それでは、議案第27号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第27号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）、令和3年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千2百25万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8千3百14万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9ページをお開きください。

まず歳出の主なものをご説明いたします。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、5目介護予防サービス計画給付費におきまして57万円を。

同じく、2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、2目高額介護予防サービス費におきまして20万円のサービスの増に伴う費用をそれぞれ計上したところでございます。

続きまして10ページをお願いいたします。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金11万円を、2目償還金1千1百37万6千円を、地域支援事業交付金等の前年度分償還金としてそれぞれ計上したと

ころでございます。

歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、4款国庫支出金、5款県支出金におきましてそれぞれの負担割合に応じて予算を計上し、7款繰入金、7ページをお願いいたします。8款繰越金におきまして所要の財源として調整を計上したところでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第28号をお願いします。

南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第28号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、令和3年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3百42万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千8百91万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1款、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料に78万6千円を。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金に2百63万9千円をそれぞれ減額計上しました。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金に、被保険者保険料として78万6千円を減額し、保険基盤安定分担金の2百63万9千円の減額と合わせて、3百42万5千円の減額補正を計上したところでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

建設課長（中之浦伸一君）

次に、議案第29号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第29号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 令和3年度南大隅町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度南大隅町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款事業費用、第1項営業費用、既決予定額の支出でございます。2億9千2百1万円に、28万5千円を追加し、2億9千2百29万5千円とするものであります。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。水質検査業務委託、期間令和4年度、限度額1千2百62万4千円など、合わせて5件の委託業務についての債務負担行為でございます。

3ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款事業費用、第1項営業費用の1目原水及び浄水費、19節修繕費について、設備修繕料として3百万円の追加。

2目配水費、18節賃借料については、浄水場などの清掃に係る機械借上料として13万6千円の追加、19節修繕費は、配水管維持修繕料の不用見込額の調整で3百万円の減額。

4目、総係費につきましては、水道技術管理者実務講習に係る経費として、6節旅費4万9千円、18節賃借料10万円をそれぞれ計上しております。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

▼ 散 会

議長（松元勇治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月17日は午前10時から本会議を開きます。

12月14日は常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和 3年 12月 10日 午後 2時34分